

税 務 | 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税見直し

インターネット等で電子書籍や音楽の購入などのサービスを受けた場合、消費税の課税関係が変わったようですが、どのように変わったのでしょうか。

海外からの購入でも課税対象になる

平成 27 年 4 月に消費税法が一部改正され「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し」が行われました。

改正前は、電子書籍など（以下、電気通信利用役務）を海外から購入する場合、日本の消費税法では課税の対象外になります。しかし、国内の事業者が同じ電子書籍などを販売した場合には、課税取引となり消費税がかかっていました。

同様の役務提供でも、海外と国内のどちらから販売するかで、消費税相当分の販売価格が変わるという状況があり、今回の消費税法改正が行われたのです。具体的には次の2つが変更になりました。

①電気通信利用役務の提供に係る内外判定の見直し

インターネット等を介して行われる電気通信利用役務の提供については、役務提供者の目線から国内取引かどうかを判定するのではなく、役

務提供を受ける者の目線から判定することになりました。

②課税方式の見直し

電気通信利用役務の提供については、役務提供を行った者が国外事業者である場合に、④事業者向けと⑥消費者向けの2とおりに分類されました。国内事業者が国外事業者から、④「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合、リバースチャージ方式によって、国外事業者から役務提供を受けた国内事業者が申告・納税を行うことになります。

一方で、⑥「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合、国外事業者申告納税方式によって、国外事業者が申告納税義務を課し、国外事業者が日本の税務署に申告・納税を行います。

2つの課税方式の違い

上記、2つの課税方式の制度内容を詳しく説明します。

〈リバースチャージ方式〉

国外事業者は消費税を上乗せし

ない金額で請求を行い、役務の提供を受けた国内事業者が、仮受消費税と仮払消費税の両方を認識します。

ただし、課税売上割合が95%以上の場合、経過措置としてこの取引はなかったものとし、リバースチャージ方式による申告納税義務を負わないとともに課税仕入れも認識しないこととします。

〈国外事業者申告納税方式〉

国内事業者が国外事業者から、「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合、国外事業者が登録国外事業者であれば、国外事業者が申告納税義務を負うため、役務の提供に係る課税仕入について仕入税額控除を行うことができます。

ただし登録国外事業者でない場合は、国外事業者に適正な申告納税の履行を促すことに限界があるため、仕入税額控除を行うことができません。

事業者向け 電気通信利用役務	リバースチャージ方式
消費者向け 電気通信利用役務	国外事業者申告納税方式



香取 圭 (かとり けい)

御堂筋税理士法人 株式会社組織デザイン研究所
税理士
無料経営相談 大阪担当

2004年税理士登録。08年御堂筋税理士法人入社。事業承継、組織再編に関するコンサルティングをはじめ組織活性化技法を使った経営コンサルティングなど企業のさまざまな問題解決に取り組んでいる。

「無料経営相談」についての
お問い合わせはメール、またはお電話で。
東京 soudanbu@smbc-consulting.co.jp
大阪 osakasoudan@smbc-consulting.co.jp
全国共通 0120-874-809